

論壇

税理士も調査に生かそう 判決情報



朝倉洋子 【目黒】

はじめに

税理士の業務において、税務訴訟・裁決で示された法律解釈や事実認定の重要性はかねてから認識されていたところであるが、情報公開法に基づき開示請求を行って入手した最近の内部資料によれば、国税庁は、判決を情報の宝庫と位置づ

け、裁判所が示した判断を税務調査の現場において活用するために、調査担当者に向けて、様々な情報発信を試みている。(注1)

この現状に税理士はどのように向き合うべきか、その方策を探ってみよう。

I 税務訴訟の現況

国税庁ホームページの統計資料によれば、平成9年に5・4%であった国側被告課税関係訴訟事件における納税者勝訴率は、行政の違法性を厳しくチェックしたといわれた東京地裁民事三部での藤山判決の影響もあって、平成16年には13・

9%にまで上昇した。藤山判決は控訴審において大半が逆転され覆されたが、主要な訴訟について最高裁は、原審である東京高裁判決を破棄するという例が相次いでおり「最高裁変化の兆し」としてマスコミにも取上げられている。(注2)

II 相次ぐ最高裁判所の新たな解釈と実務への影響

最高裁判所は、変化の兆しと報じられているように、最近、相次いで新しい解釈を下しており、その実務に与える影響は非常に大きいものがある。

者の逆転勝訴が確定した(2888-0933)。この取得費に関する判断は、ゴルフ会員権に留まらず、相続時精算課税等を含むすべての相続・贈与により取得した財産に及ぶという画期的な判断を引き出すこととなったため、確定申告期限・除斥期間の制限ともに切迫していたこともあって、国税庁はホームページにおいて取得費の取扱い変更を「お知らせ」という形式で掲示して対応した。

さらに、義務付け訴訟への影響を取り沙汰される中、平成18年4月、国税通則法施行令6条1項5号に「審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決に伴って変更され、変更後の解釈が国税庁長官により公表されたこと」を要件として、その変更があったことを知った日から2か月に限り、更正の請求の特例が認められるという法律改正が行われた。

① 右山訴訟
ゴルフ会員権の名義書換料を受贈者の譲渡所得の計算上、取得費として控除できるか否かをめぐって争われていた右山訴訟は平成17年2月1日、最高裁で納税

損失の損金算入に係る事前照会について」というお知らせが掲示された。

③ 農地転用決済金訴訟
農地転用決済金が譲渡費用に当たるか否かをめぐって争われていた訴訟では、最高裁が差し戻した後の平成18年9月14日東京高裁(2888-1194)で納税者勝訴が確定した。国税庁は最高裁が新たな解釈を示したことに伴い従来の取扱いを改め、先の右山訴訟を受けて法律改正された更正の請求の特例適用第一号となった。

④ 仮換地指定に伴う小規模宅地事件
平成19年1月23日最高裁判決(2888-1212)は、相続開始の直前においては土地は更地であり、仮換地もいまだ居住の用に供されてはいなかったとして、それは公共事業における仮換地指定により両土地の使用収益が共に禁止された結果、やむを得ずそのような状況に立たされたためであるから、仮換地を居住の用に供する予定がなかったと認めるに足りる特段の事情のない限り、本件土地は居住用宅地に当たると判断した。

III 調査に生かす判決情報

平成17年11月、東京国税局課税第一部国税訟務官室は、訴訟型社会の到来という厳しい環境の中で調査の現場において訴訟に耐え得る課税処分的重要性を念頭に、調査官に具体的に指示、指導を行う統括官に対し、調査手続や証拠の収集と保全など調査に役立つポイントについて判決情報の発信を開始した。(注3)

平成17年12月の「調査経緯の記録の重要性」は、サブタイトルに、無効確認訴訟に対する対応を掲げ、調査に役立つ基礎知識の項目で、課税処分取消訴訟と無効確認訴訟について、出訴期間の差異、判断基準の差異などに触れた上で、異議申立てがなくても、後日

この点は、課税処分取消訴訟においても同様である。」と税務調査の現場から、訴訟において証人として出廷することまでも、視野に入れて、調査官の注意を喚起していると思われる。

これは「調査に際し、後日、記憶を喚起できる程度のメモを残すことは、事実の進行管理上有益のみならず、無効確認訴訟における主張・立証に資することはもちろん、証人として出廷要請された場合に適確に対応するためにも必要である。」(この点は、課税処分取消訴訟においても同様である。)

VI 税理士も調査に生かそう! 「判決情報」

補佐人税理士は、各地で活躍の場を広げており、現在、入手済みの判決書のうち、補佐人税理士の肩書が記載されている事例は97件、うち全部又は一部が取り消された判決は、ストックオプシンの下級審判決も含めると44件に達しており(TAINS税法データベース、平成19年3月20日現在)、単純に計算すれば、補佐人税理士の関与した税務訴訟の勝訴率は、45%にも達している。

税務調査においては、税理士も情報公開法に基づくと、懇切丁寧に身近なものとなった判決情報活用のススメなどが述べられている。近年、納税者と税務当局との間で税法の解釈・適用をめぐって見解が対立し、訴訟に発展するといった事案が増えていること、租税訴訟を専門にする弁護士が増加や税理士が法廷で陳述できる補佐人制度が設けられたことから、今後租税訴訟に対する関心は更に高

IV その他の情報

調査に生かす判決情報においては、「判決情報の探し方」判決文利用の注意点、「調査担当者のための

重要判決情報一覧」などのほか、ちょっと読みにくいかもしれない判決文のどの部分から読み始めるかな

また、東京国税局課税第一部審理課も、課税処分全部又は一部が取り消された裁決等において示された裁決等において示された問題点などをとくに、実践的な研修を実施し、裁決事例を電子掲示板や共通ライ

また、東京国税局課税第一部審理課も、課税処分全部又は一部が取り消された裁決等において示された裁決等において示された問題点などをとくに、実践的な研修を実施し、裁決事例を電子掲示板や共通ライ

まさに、我々税理士にも共通するところである。

V 調査に生かす裁決事例等

また、東京国税局課税第一部審理課も、課税処分全部又は一部が取り消された裁決等において示された裁決等において示された問題点などをとくに、実践的な研修を実施し、裁決事例を電子掲示板や共通ライ

また、東京国税局課税第一部審理課も、課税処分全部又は一部が取り消された裁決等において示された裁決等において示された問題点などをとくに、実践的な研修を実施し、裁決事例を電子掲示板や共通ライ

(注1) 「調査担当者のための重要判決情報」平成17年7月、国税庁課税部署理室
(注2) 平成18年5月31日朝日新聞
(注3) 「調査に生かす判決情報」平成17年11月、事例等」平成17年11月、